

新学習指導要領を踏まえた
教育環境の充実を目指す取組方針（案）

令和2年4月
生駒市教育委員会

策定にあたって

平成29年3月に告示された新学習指導要領では、これからの時代に求められる知識や力とは何かが明確に示され、教育目標に反映されている。これにより、子ども自身が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげやすくなるばかりでなく、学校と地域・家庭とが教育目標を共有して、「カリキュラム・マネジメント」も実現しやすくなる。

また、生きて働く力を育む学習過程を実現するため、各教科における学びの特質と授業改善の視点を明確に示している。これにより、教科の特質に応じた深い学びの実現と、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が期待されている。

このような点から、学習内容に対して、子どもたちが「知りたい」「できるようになりたい」などの関心・意欲をどう高めるか等、小・中学校において、これまでの教育実践の蓄積を生かし、意識的に授業改善に取り組むことが求められる。

今後の社会は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化などにより、子どもたちの将来は、今に増して予測困難になるはずである。これからの学校教育に求められることは、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくこと、そしてさらに、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値を生み出すことなどである。

こうした状況を踏まえ、新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、相互に連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すイメージを提示している。

平成29年版学習指導要領を令和2年度から生駒市立学校において円滑に実施できるようにするため、生駒市教育委員会は平成30年6月に生駒市学校教育のあり方検討委員会を設置し、「新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について」諮問した。

生駒市学校教育のあり方検討委員会教育環境向上部会において、「生駒市教育大綱」に示されている「いこまっこ」「いこまびと」を育むために、「どんな子に育ててほしいのか」「それにはどんな教育が必要なのか」「どんな指導方法があるのか」等の観点に基づき、諮問事項に関する具体的な取組について審議いただき、令和2年2月に答申を受けた。

この「新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組方針」は、平成28年6月策定の「生駒市教育大綱」に掲げる「基本方針2 21世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり」と同基本方針を具体化するために毎年度作成する「アクションプラン」との間に位置づけられるので、上記答申を踏まえ教育委員会において十分に審議を重ねて策定したものである。今後の学校現場において、本方針に基づいた取組が有効に機能し、さらにその成果と課題を検証することで生駒市立学校の教育環境の充実が継続することを期待する。

令和2年4月

生駒市教育委員会
教育長 中田 好昭

目次

第1章 具体的な取組の方策	1
1. 21世紀を生き抜く力を身につける学びの創造	1
(1) 教育機会の充実	
(2) 授業内容の充実	
①外国語教育（グローバル教育）	
②ICTを活用した教育	
③プログラミング教育	
④言語能力	
⑤理数教育	
2. 多様性を認める優しい心と、挑戦を続けるたくましい心の育成	3
①道徳教育	
②生徒指導・人権教育	
③体験活動	
3. 子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくり	4
①部活動の運営	
4. 学びを支える教職員、学校への支援	4
①新しい教育課題の設定	
②コミュニティスクールの導入	
③生駒市中学校教科教育等研究会、生駒市教育振興会への支援体制	
④新学習指導要領の全面実施に対応した研修会の実施	
⑤UDフォントの使用等、合理的配慮を施した授業の実施	
⑥コミュニティの拠点としての学校施設の開放	
⑦統合型校務支援システムの導入	
⑧時間創造プログラムの実践によるゆとりの確保	

第2章 まとめ	7
---------	---

第1章 具体的な取組の方策

令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、平成29年版学習指導要領が全面実施されるにあたり、「社会に開かれた教育課程」「教育機会の充実」「授業内容の充実」等を柱にした現状把握からアプローチを行った。

まず、教職員と保護者を対象にワークショップを実施し、そこで交わされた意見の内容も踏まえて、課題の整理を行った。その上で諸課題に対してどのような方針でどのような具体的取組が有効であるのかについて意見交換し、生駒市学校教育のあり方検討委員会の審議を経て答申を得た。

この答申を受けて、生駒市教育委員会では「新学習指導要領を踏まえた教育環境の充実に向けた取組について」を取りまとめた。

1. 21世紀を生き抜く力を身につける学びの創造

(1) 教育機会の充実

学習指導要領の全面実施により、小学校における中学年の「外国語活動」、高学年の「外国語」の導入に伴う授業時数が増加したこともあって、児童の負担を可能な限り軽減する配慮をしつつ授業時間数の確保を行う必要が出てきた。このため夏期休業期間の短縮による対応とそれにより生まれた授業時間の有効な活用を行う取組を実施する。

また、警報発令時や感染症流行等による臨時休業等を行った場合でも、授業時数を十分に確保し、教育活動を行う事が重要である。

(2) 授業内容の充実

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、個に応じた学習支援の実施とその環境を充実させることにより、生涯にわたって能動的に学び続ける子どもたちの育成に努める。

①外国語教育（グローバル教育）

- ・外国語を母国語とする外国語指導助手（“Assistant Language Teacher”以下 ALT）を配置することにより、活用的な生きた英語とグローバルトピックに触れる機会を提供し、国際理解を深める国際教育やグローバル教育の一環として英語で「持続可能な開発目標（SDGs）」（※1）について学ぶ取組を進める。
- ・英語教育推進委員会の開催や小学校高学年における教科担任制の導入を検討し、生駒市の英語教育カリキュラム実施の徹底を図る。

※1「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された“誰一人取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための取組であり、生駒市は令和元年7月1日、「SDGs未来都市」に選定され、内閣総理大臣から「SDGs未来都市の選定証」が授与されている。

② ICTを活用した教育（ICT：“Information and Communication Technology”の略）

- ・平成30年度に整備した大型モニターと、書画カメラやタブレット型PCなどのICT機器の活用を普段の授業の中に定着させる。
- ・ICT活用教育推進委員会を定期的に開催し、教職員が先進的な取組や各学校で実施している授業を参観することで研究を深め、ICTを活用する能力の向上に努める。
- ・児童生徒1人に1台のタブレット型PCを配置する取組を促進する。
- ・教員や児童生徒のICT利活用を援助するためのICT支援員の配置。
- ・質の高いICTを活用する教育を実践するリーダーとなる教員(以下“エバンジェリスト”と呼称)の育成を図る。

③ プログラミング教育(※1)

- ・プログラミング的思考(※2)の育成を各教科等の授業で進めていくため、「プログラミング教育推進計画」を策定する。
- ・企業や大学、高等専門学校等との連携による、効果的な指導についての研究を進める。

※1 プログラミング教育とは、コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITスキルに長けた人材を育成する教育のことであり、令和2年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化された。

※2 自分が意図する一連の活動を実現するために、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのかを論理的に考えていく力のこと。

④ 言語能力

- ・思考力、判断力、表現力を育む言語活動を、各教科や特別活動において充実させる。
- ・生駒市の伝統文化に関する学習にも言語活動を取り入れ、言葉の豊かさに関する指導を大切に進める。
- ・「書く」活動の実施による「筋道を立ててわかりやすく伝える力」を育成する。

⑤ 理数教育

- ・算数・数学や理科の学習の質を向上させるため、授業の中に日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験を行い、その結果を整理・分析した上で、解釈・考察し、説明する能力を育成する。
- ・科学への興味や関心を高めるために、奈良工業高等専門学校及び奈良先端科学技術大学院大学と連携・協力した取組を継続して行う。

2. 多様性を認める優しい心と、挑戦を続けるたくましい心の育成

①道徳教育

- ・新学習指導要領の全面実施をふまえた授業改善に伴い、道徳教育においては、学校教育活動全体を通じて行う「考え、議論する」道徳を推進する。
- ・児童生徒が自己の生き方を考え、主体的に考え行動し、多様な他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ・自他の生命を尊重し、思いやりのあるやさしい心を育てる。
- ・市内の児童生徒の実情について、全国学力・学習状況調査等の結果を分析することにより把握し、児童生徒一人一人に育みたい力を明確にし、各学校で取組を進める。

②生徒指導・人権教育

- ・一人一人の児童生徒の課題を把握し、児童生徒の心に寄り添い解決するために、教育相談体制の充実や教職員の児童生徒の理解の向上に努める。
- ・情報社会で適正な活動を行うための考え方や態度(情報モラル)に関する指導を充実させる。
- ・いじめを許さない学校づくりをはじめ、個々人の違いや多様性を理解し、一人一人が命の大切さを学び、他者と相互に認め合うための具体的な学びの機会を確保するために、人権尊重の精神を基盤とした教育活動を推進する。
- ・学校と社会・家庭が連携して児童生徒を健全に育成するために、児童生徒の現状を共有する機会を増やすことを目的とした学校における自由参観(オープン・スクール)の実施を推進する。
- ・専門的な視点から意見又は助言を求めるために設置した機関であるスクールアドバイザーズの活用等の充実を図る。

③体験活動

- ・自尊感情(※1)の醸成を図るため、ICTを活用し、児童生徒一人一人が課題を見だし、それを解決するための調査活動に取り組む学習環境の整備を進める。
- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動を充実させる。
- ・様々な実体験を通じて豊かな人間性を育むため、地域と連携したキャリア教育の充実を図る。

※1 自らのパーソナリティ(その人の持ち味。個性。人柄)を大切にする感覚および感情のことであり、いわゆる自己肯定感(自分のいいところを評価できること)と同じような意味を持つ。

3. 子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくり

①部活動の運営

- ・「生駒市立学校に係る部活動の方針」に則った部活動の運営を行い、部活動が生徒にとって安心安全でよりいっそう有意義な活動とする。
- ・専門的な技能や知識を有する部活動指導員の配置を拡充する。
- ・市独自の地域人材登録システムを導入することにより、児童生徒の心身の発達と教職員の負担軽減のための部活動支援の充実を図る。

4. 学びを支える教職員、学校への支援

①新しい教育課題の設定

地域とともにある学校づくりを目標として位置付ける。そのために、関係機関や関係団体等との連携を拡大することに加え、地域学校協働活動を地域に周知し広く参加を募ることとする。

ここで述べる地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互パートナーとして連携・協働して行う諸活動である。

位置付けられた課題は、その実現程度を検証して、教育改革に資することとする。そのため学校評価の実効性を高めるようにする。

②コミュニティスクールの導入

平成29年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「学校運営協議会」の設置が努力義務とされた。学校運営協議会とは、当該学校の運営に関して協議する機関である。

法令の趣旨に鑑み、生駒市立学校に各校の実情に応じた学校運営協議会を設置することとする。学校運営協議会を設置することをもって、コミュニティスクールの導入と位置付ける。コミュニティスクールでは、よりよい社会を作るという目標のもと、教育課程を介して地域社会とつながる学校を目指した学校・地域・家庭の連携を充実させる。校区毎に異なる現状を緻密にとらえ、課題を明確に設定し、十分な議論を通して共通の目標を目指して協働することで、将来の地域を担う子どもたちに「生きる力」が育まれることを期待する。

③生駒市中学校教科等研究会(※1)、生駒市教育振興会(※2)への支援体制

- ・市内の教職員の研修体制の活性化を図るために、教職員同士が実践について交流し、教材研究等の情報を交換できる場として、教職員の資質向上のために自主設置している各会の活動を充実できるよう支援を行う。

※1 市内の中学校の教員が各教科、領域の部会に所属し、それぞれの教科、領域において研究を行う団体のこと

※2 市内の小学校の教員が各教科、領域の部会に所属し、それぞれの教科、領域において研究を行う団体のこと

④新学習指導要領の全面実施に対応した研修会の実施

- ・令和元年度生駒市教育研修会において、ホワイトボードを活用したファシリテーション能力（※1）を高める研修を行ったが、引き続き1人1台タブレット型PCを活用した教員へのファシリテーション能力向上研修を実施する。
- ・地域や外部の人材、民間企業などを活用した授業研修を実施する

※1 ファシリテーション能力とは、会議等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で介入し、合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の活性化、協働を促進させるリーダーの持つ能力の一つであり、児童生徒の1人1人の意見や考えを引き出すためには欠かせない能力。

⑤UDフォント（※1）の使用等、合理的配慮（※2）を施した授業の実施

- ・日常的に授業の中で、全ての児童生徒に「わかる」「できる」を保障するために、合理的配慮を施した授業を実施する。
- ・UDフォントを活用した教育活動の充実や、ICTを活用した個に応じた学習支援の充実を図る。

※1 UDフォントとは、「文字のかたちがわかりやすいこと」「読みまちがえにくいこと」「文章が読みやすいこと」をコンセプトに開発されたユニバーサルデザイン（UD）に対応した文字のこと

※2 障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の支援や調整、変更のこと

⑥コミュニティの拠点としての学校施設の開放

子どもたちにとって安全・安心な環境が確保されていることを前提に、「地域とともにある学校づくり」を進める上で、学校に求められる役割は大きく、**地域や家庭（PTA）の方々に学校施設を活用した地域イベントやコミュニティ活動、自主学习グループ活動の開催など、学校施設の開放を推進することとする。**

施設開放は、学校と社会・家庭が連携しながらともに子どもたちを育てていくという観点から、あるいは災害時には応急的な避難場所となる観点から、地域の中で果たすべき役割は大きい。学校を**地域や家庭（PTA）の方々の知識やスキルを学校教育に活かし地域のコミュニティづくりの拠点**としたい。

⑦統合型校務支援システム（※1）の導入

- ・統合型校務支援システムが活用され、定着するための研修会を実施する。

※1 教務系（成績処理、出欠管理、時数等）、保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導

要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有するシステムのこと。「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で重要であり、また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有が可能となる。

⑧時間創造プログラムの実践によるゆとりの確保

- ・教職員が授業や教材研究等に集中し、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間を確保できるために、「教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム」の内容に即した取組を市内全小中学校でさらに進める。

第2章 まとめ

子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができるようにするために、「新学習指導要領の円滑な実施に向けた具体的な取組」を各学校で実践することが大切である。

これからの社会を担う人材を育成するためにも、今回の答申の中で示した具体的な取組を生駒市教育委員会と学校が一体的に取り組み、実現に向けた研修や教材・教具の開発等、子どもたちの「生きる力」の向上につながる取組が各学校において継続的に取り組んでいく。

また、今回答申をいただいた中に、「部活動の社会教育への移行」についても話題に上ったが触れられている。このことについては、部活動そのものを社会教育へ移行することが望ましいのか、それとも、部活動のあり方の一つとして社会教育への移行が考えられるのかということも視野に入れながら、今後関係機関等と検討する。